

## 令和6年度 観光客受入体制づくり支援事業実施要領

### 1 趣旨

国内外旅行需要の拡大のため、特に「体験型」「交流型」の旅行ニーズの高まりを踏まえ、地域観光資源を活用した新たな形態の旅行に向けた、観光客受入体制の強化が求められていることから、地域の要望によりアドバイザー等の招請を支援し、地域にあった具体的な受入体制づくりを推進する。

### 2 支援対象団体等

宮城県観光連盟会員（以下 会員）及び会員からの推薦団体等

### 3 支援内容

アドバイザー等招請に係る謝金及び交通費の実費分を負担するもの。なお、負担額については、上限の範囲内とする。

### 4 招請対象となる取り組み

地域が主体となり実施する取り組みであり、アドバイザー等を招請する次のいずれかの目的に該当するものとする。

- (1) 体験型観光プログラム・観光ルートづくり
- (2) インストラクター・ガイド等の育成
- (3) イベント・地場産品・郷土料理の開発指導
- (4) 観光情報の効果的な発信方法
- (5) 地域一体型の観光客受入システムづくり
- (6) SDGs に向けた取り組み

### 5 招請条件

- (1) アドバイザー等招請回数は1招請先あたり原則4回以内とする。
- (2) 派遣人数は1招請先あたり原則4名以内とする。
- (3) 補助・受託事業など、他の団体からの支援が無いものとする。
- (4) 令和7年3月21日（金）までに実施するもの。

### 6 申込み方法

招請要望書（別紙様式）に必要事項を記入し、宮城県観光連盟あてに提出する。

### 7 アドバイザー等招請の決定

招請要望書受付後、その内容を確認し、適当と認めた場合は、申込者に実施決定を通知

する。

## 8 申込者の役割

会場等の手配及びその他の経費について負担する。またアドバイザー等と日程及び内容についての調整を行うものとする。

## 9 事業報告

- (1) 事業終了後、申込者は事業報告書（別紙様式）及び謝金及び旅費交通費の支払い証書等の写しを添えて負担金として（公社）宮城県観光連盟へ請求すること。
- (2) 令和7年3月25日までに提出すること。

## 10 お問い合わせ・アドバイザー招請要望書提出先

（公社）宮城県観光連盟 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL／022-221-1864 FAX／022-211-2829 [E-mail／info@miyagi-kankou.or.jp](mailto:info@miyagi-kankou.or.jp)